

## 第2回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第33号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第34号 いちき串木野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第35号 いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と2015年度政府予算に係る意見書の採択要請についての請願
- 第 6 市場特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 予算議案第3号 平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第 8 意見書案第2号 市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書の提出について
- 追加日程第 1 意見書案第3号 教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 第 9 閉会中の継続審査について
- 第10 閉会中の継続調査について
- 第11 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

---

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	満	菌	健	士	郎	君						
副	市	長	石	田	信	一	君	教	委	総	務	課	長	白	井	喜	宣	君
教	育	長	有	村	孝	君	市	来	支	所	長	逆	瀬	川	正	君		
総	務	課	長	中	屋	謙	治	君	消	防	長	深	山	龍	朗	君		
政	策	課	長	田	中	和	幸	君										

平成26年6月26日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった平成26年度水道事業会計の4月分の例月出納検査の結果についてその写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第7

議案第33号～予算議案第3号一括上程

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第1、議案第33号から日程第7、予算議案第3号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長中村敏彦君登壇]

○総務委員長（中村敏彦君） 総務委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案1件、陳情8件、新規の陳情1件の計13件であります。

去る6月19日、委員会を開催し、陳情9件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第33号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、改正の主な内容は、1点目に給与所得控除の見直しであります。給与収入に係る給与所得控除額の上限額を現行の給与収入1,500万円に対する控除額245万円を平成28年分は給与収入1,200万円に対する控除額を230万円に、平成29年分以降は給与収入1,000万円に対する控除額を220万円にそれぞれ引き下げるものであります。

2点目に、法人住民税の法人税割の税率改正であります。平成26年10月1日以降に開始する事業年度

から現行の法人税割を14.7%から12.1%に引き下げ、地域間の税源の偏在化を是正し、財政力格差の縮小を図ろうとするものとするものであります。

3点目に、軽自動車税等の見直しであります。平成27年度から原付及び二輪車の税率を現行の1.5倍に引き上げると同時に、2,000円未満については2,000円まで引き上げるものであります。また、平成27年度以降に新規に取得する軽四輪車等の税率を平成28年度から、自家用乗用車は1.5倍、農作業用特殊小型自動車等については1.25倍に引き上げ、さらに平成28年度から、最初の新規検査後13年を経過した軽四輪車等については、重課として税率を20%増にするものであります。

4点目に、特例措置として固定資産税の課税標準額の軽減を条例で定められる我が町特例の導入であります。審査の中で、法人市民税が法人税割を現行の14.7%から12.1%に引き下げた場合の影響額について質したところ、影響額は平成26年度の当初予算ベースの見込みとして約2,300万円の減収になりますが、減収になった分は地方交付税でそれを上回る交付が見込まれるとの答弁であります。

本案は採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号いちき串木野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額を最高5万6,000円増額改定しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条文を整備しようとするものであります。

説明によりますと、昨年、京都の福知山市において花火大会会場での爆発事故により死傷者が出た事

件を機に改正がなされたものであります。

改正の主な内容としては、多数の者が集合する催しにおいて火を使用する器具の使用に際し、消火器の準備義務を定め、さらに大規模なもので特に重大な被害を与える恐れがある催しを指定催しとして指定し、火災予防上必要な業務を行わせ、罰則規定等を定めるとのことであります。

審査の中で、どの程度の催しを大規模等と考えればいいのかと質したところ、10万人を指定規模とするとのことで、指定催しに当てはまる催しは現在本市には存在しないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,192万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億6,319万5,000円とするほか、第2条で継続費の補正、第3条で地方債の補正をするものであります。

それではまず、歳入の主なるものについて申し上げます。

18款繰越金1,580万9,000円は、今回の補正の所要財源として追加計上するものであります。

19款諸収入240万円はコミュニティ事業助成金の計上であります。

20款市債は4,610万円の減額であります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

2款総務費の1項6目企画費234万円は、定住促進対策補助金であります。説明によりますと、小城団地に2世帯の方が住宅の建設中であり、8月には完成するため、所要額を計上するとのことであります。

審査の中で、当初予算で予算計上できなかったのか、数件は見込みで予算計上してはどうかと質したところ、当初予算の段階でめどがある部分については当然予算計上するが、見込みでの予算措置ではなく、発生主義による予算措置を講じたいとの答弁であります。

10目の共生協働推進費349万2,000円は公民館の改修にかかわる自治公民館建設整備事業補助金109万2,000円の計上とコミュニティ事業助成金240万円の計上であります。

説明によりますと、自治公民館建設整備事業補助金は牛ノ江公民館及び浜町公民館の改修に係る補助金で、補助率は3分の1で補助限度額は100万円とのことであります。

また、コミュニティ事業補助金は、野平地区コミュニティ協議会の夏祭り用やぐら、ステージ及び音響システム一式等の購入に対する補助金で、財団法人自治総合センターから県を經由して市が受け入れ、交付されるとのことであります。

審査の中で、コミュニティ助成事業の周知方法について質したところ、毎年8月に来年度事業についての募集要項が県から市に送付され、これを16地区のまちづくり協議会にそれぞれ渡して周知を図るとの答弁であります。

次に、第2条継続費の補正についてであります。

これは、市道海瀬・坂下線の海瀬橋の工事に関するものであり、事業の進捗を勘案して、平成26年度と平成27年度のそれぞれの年に係る年割額を継続費として新たに追加しようとするものであります。

次に、第3条地方債の補正についてであります。

地方債は、合併特例事業債の地方債について4,610万円を減額し、起債の借入限度額を24億1,905万4,000円としようとするものであります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、陳情9件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これより、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入りますが、予算議案第3号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第33号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号いちき串木野市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

**○教育民生委員長（東 育代君）** 私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案1件予算議案1件及び請願1件の計3件であります。

去る6月17日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第32号専決処分承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことにより専決処分されたものであります。

専決処分した主な内容は、平成26年度以降の国民健康保険税の課税限度額の見直しと低所得世帯に対する軽減の拡充を図るための軽減判定所得基準の見直しであります。

1点目の課税限度額の見直しでは、後期高齢者支援金等を14万円から16万円に、介護納付金を12万円から14万円にそれぞれ引き上げるとのことです。なお、これらに係る影響額としましては、後期高齢者支援金等が28世帯で49万円、介護納付金が17世帯で30万3,000円、合計で約79万3,000円を見込んでいるとのことです。

2点目の低所得世帯に対する軽減判定所得基準の見直しは、低所得世帯に対する軽減の拡充を図るもので、5割軽減世帯の対象、所得については、基礎控除の33万円にプラス24万5,000円掛ける世帯主を除く被保険者数及び特定同一世帯所属者数を掛けた金額以下であったものを世帯主を含む形の判定基準に、2割軽減対象の対象所得については、基礎控除の33万円にプラス35万円掛ける被保険者数及び特定同一世帯所帯数を掛けた金額以下であったものを、35万円のところを45万円とする軽減所得基準の拡大が図られたとのことです。

なお、これらに係る影響額としては、2割軽減か

ら5割軽減になる世帯が438世帯、新たに2割軽減となる世帯が339世帯、合計777世帯で1,670万円ほどを見込んでいるとのことであります。今回の改正による影響額については、県と市で補填がなされるとのことであります。

本案は全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入についてであります。

14款県支出金の2項2目民生費県補助金1,740万円は介護施設の開設準備に要する経費に係る補助金で、補助率は県の10分の10であります。

次に、歳出の3款民生費についてであります。

1項3目老人福祉費は施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,740万円の計上で、社会福祉法人慈光会が麓地区に建設中の小規模特別養護老人ホームに対する補助金であります。

説明によりますと、当初、平成25年度事業で予算計上していたものの、東日本大震災の影響による建設作業員の人手不足等により建築本体の建設スケジュールのおくれが懸念される中、今年4月から導入された消費税率アップに伴う駆け込み需要により3月中の物品購入や納品が困難となったことから、平成25年度事業については取り下げ申請がなされ、今回、再度平成26年度事業として予算計上するもので、事業内容補助金額等については前年度と同様とのことであります。

審査の中で、施設の規模により補助金の額に違いがあるのかと質したところ、今回の開設準備に係る補助については、グループホームでも小規模多機能居宅介護事業所でも1ベッド当たり60万円と変わらない、建築本体の補助金についてはグループホーム等は1施設3,000万円の上限が設けられているとの答弁であります。

次に、10款教育費であります。1項4目教育振興費の串木野高等学校支援対策事業補助金60万1,000円の減額は、土曜授業等講師料補助金などの新たな支援制度の追加と決算見込みとの調整による減額であります。

新たな支援制度としては、土曜授業料と講師料補助金として講師料の2分の1を補助するために117万6,000円を計上、国公立大学受験料補助金としてセンター試験受験料約1万8,000円のうち1万円を、大学受験料約1万7,000円のうち1万円をそれぞれ補助するとのことで、10名を見込み20万円を計上するとのことであります。なお、国公立大学入学金補助金、高校入学に係る入学準備金及び部活動応援補助金については、それぞれ実績により減額を行うとのことであります。

審査の中で、夏季講習等の講師料について串木野高校の先生方もその対象になるのかと質したところ、土曜授業やゼロ時限授業は勤務時間外であるため講師料補助の対象となるが、夏季講習は勤務時間内であるため対象とはならない。夏季講習に係る講師料の補助対象については、外部からの講師が対象になるとの答弁であります。

また、串木野高校の存続に向けた取り組みの現状について質したところ、存続に向けた取り組みとして、市で支援対策事業補助金を策定し、その内容を串木野高校及び市内の中学校の生徒、保護者等へお知らせするとともに、広報紙やメディアを活用し、さまざまな形で情報発信、串木野高校のPRも行っている。また、串木野高校のほか市内4中学校で串木野高校OBによる講演会を開催し、生徒及び保護者へのアピールも行っている。なお、7月10日には第1次の進路希望調査が設定されているため、補助内容を拡充して、そこに合わせたピンポイントのPRも行っていきたいとの答弁であります。

さらに、委員から、来年度に向けての新しい補助のあり方についてどのように考えているのかと質したところ、今回の土曜授業と講師料補助金及び国公立大学授業料補助金に加え、平成27年度からは通学費用の支援を考えており、議会の理解を得ながら早急に要綱制定を行いたい。また、今回の対策は串木野高校の存続がせっぱ詰まっているという危機感の中での緊急的な措置として考えており、串木野高校1本に絞って集中的に支援をしていきたいとのことであります。

委員の中から、本当に時間がない中で、7月10日

には第1次の進路希望調査が始まる。要綱の充実を図りながら市全体で盛り上げ、積極的な対応を求める意見が述べられたのであります。

予算議案第3号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号少人数学級の推進などの定数改善と2015年度政府予算に係る意見書の採択要請についての請願についてであります。

本件は、いちき串木野市大里4001-3、石神齊也氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、我が国はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一クラスの学級規模を引き下げる必要があり、教育の自治体間格差を生じさせないために義務教育費国庫負担水準の堅持を求めるものであります。あわせて就学援助制度の拡充や学校設備整備費、教材費などの教育予算拡充、複式学級への予算拡充、スクールバスの導入に対する国庫補助の拡充などを求める意見書の提出を要請されたものであります。

審査の中で、スクールバスの国庫補助拡大については、現在、本市もスクールバスの運営を行っており、今後継続していかなければならない通学の補助事業であることから維持経費の補助拡大は必要であるとの意見が述べられたほか、複式学級の予算拡充については、本市でも五つの小学校で複式学級があり、子供が安心して教育を受けるために補助の先生を配置することが重要であるとの請願趣旨に賛同する旨の意見が述べられたのであります。

本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これから、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第32号専決処分承認を求めることに

ついて討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は承認されました。

次に、請願第1号少人数学級の推進などの定数改善と2015年度政府予算に係る意見書の採択要請についての請願について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は採択されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

[産業建設委員長平石耕二君登壇]

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 産業建設委員会に付託されました案件は予算議案2件であります。

去る6月18日、委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、予算議案第3号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費は、鹿児島県農地中間管理機構から市に業務委託される貸出希望農地の情報把握等に要する農地中間管理事業委託

経費260万円の計上及び地方卸売市場使用料の減免に伴う地方卸売市場事業特別会計繰出金332万9,000円の追加であります。

説明によりますと、農地中間管理機構は農地を借り受けて担い手の方々に規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して貸し付けることで地域の農地利用を最適化することを目的として、本年4月に設置されたとのことであります。

委員の中から、農地中間管理機構の業務を知らない市民が多いと考えられることから、今後はこの機構の業務内容について周知に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

また、地方卸売市場事業特別会計繰出金については、生産者が高齢化し、廃業農家が増えたことなどによる入荷量の減少、生野菜の個人消費量の減少、量販店との直接取り引き等の増加、買受人の廃業などにより、売上高が毎年減少傾向にあり、対策として経費削減や取引先の開拓等に努めているが、非常に厳しい経営状況であることから、本年4月に市場使用料の減免申請が提出されたとのことであります。

審査の中で、今後の経営改善に向けた取り組みをどう支援していくのかと質したところ、経営について串木野青果にも努力していただきながら、農協とも協力して集荷の問題等に取り組んでいきたいとの答弁であります。

7目農業施設維持費は、川上地区の農道舗装等に係る農業基盤整備促進事業費2,261万5,000円の計上であります。

審査の中で、農道舗装の状況について質したところ、ほかにも農道舗装が必要な箇所が多いことから、この事業等を取り入れて水田の農道舗装を優先しながら、随時、畑の農道も舗装していく計画であるとの答弁であります。

次に、7款商工費1項3目観光費は、観光鹿児島大キャンペーン推進協議会が今年度から展開する「本物。の旅かごしま誘客拡大キャンペーン事業」に参加し、薩摩藩英国留学生記念館など本市をPRするための事業費186万5,000円と、県の緊急雇用創出事業により、総合観光案内所で7月から新たに2名を雇用し、観光セミナーの企画運営等を委託する

観光まちづくり人材育成事業に係る委託料503万2,000円の計上であります。

審査の中で、薩摩藩英国留学生記念館を活用し、エージェントに対して本市を強力にPRしていく考えはないかと質したところ、明治維新150周年や国民文化祭などの機会を確実に捉えて、今後も粘り強くエージェントを回るとともに、県と連携するなどさまざまな方法を活用しながらPRに努めていきたいとの答弁であります。

次に、8款土木費2項2目道路新設改良費は、市道海瀬・坂下線改良事業に係る事業費1億4,000万円を減額するものであります。

説明によりますと、海瀬橋の橋梁下部工事について、基礎部分で岩盤が計画より深い位置にあったことなどから、工期が本年7月まで延長になったことに伴い、上部工事の工期を本年10月から来年9月までとするため継続費を設定し、工事費の一部を減額するとのことであります。

予算議案第3号中、委員会付託分については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、地方卸売市場を運営する串木野青果株式会社の厳しい経営状況に鑑み、市場使用料332万9,000円を減額し、一般会計からの繰入金を同額増額しようとするものであります。

委員の中から、学校給食センターへ納品する野菜等については本市の地方卸売市場から購入したものしか受け付けないという強い姿勢で対応してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これから、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

市場特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第3号について討論・採決に入ります。

予算議案第3号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する3常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第8 意見書案第2号

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第8、意見書案第2号市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書の提出についてを議題といたします。

中里純人議員の趣旨説明を求めます。

〔12番中里純人君登壇〕

**○12番（中里純人君）** 川内原発から20キロ圏内にほとんどが居住する本市では、去る6月18日から20日まで、羽島小学校体育館、市民文化センター、いちきアクアホールの3会場で原子力災害住民避難計画に基づく県と市による説明会が開催されました。

市民の皆様から、

1、県道串木野川内線は狭隘で海拔も低く、地震によるがけ崩れや津波で通行不能となることから避難道路の整備を優先すること。

2、国道3号、270号が避難ルートとして示されているが大渋滞が予測される。30キロ圏外へ数時間で避難できる計画を策定すること。

3、30キロ圏内全ての病院や福祉施設の患者、入所者など要援護者や障害者、高齢者など災害弱者の避難誘導搬送を確実にスムーズに行うとともに、避難先でも避難前と同じサービスが受けられる計画にすること。

4、保育園、幼稚園、小中学校の園児児童生徒を避難させるためのバスや運転者が確実に確保される避難計画にすること。

5、ヨウ素剤服用の説明と配布に関して現実的な実施計画を策定すること。

6、スクリーニングの場所、方法、除染後の排水対策などを確立すること。

7、避難先として指定されている場所は秋から春にかけて風下となるため、複数の避難先、避難経路を設定すること。

8、始良カルデラなどの火砕流や火山灰による火山リスクを計画に盛り込むこと、などの意見や要望が寄せられました。

また一方では、避難計画を考える緊急署名の会による市民の生命を守る避難計画がない中で川内原発再稼働に反対する緊急署名が、短期間にもかかわらず、市議会に1万5,464筆提出されています。このことは、福島第一原発事故の全容が明らかでない中、収束の見通しも立たず、放射能汚染水の対策は混迷をきわめ、今なお十数万人の人々がふるさとを追われ避難生活を余儀なくされていることから、市民の皆様の避難計画に対する切実かつ深刻な意思表示

示であります。

よって、県におかれましてはいちき串木野市の3万市民の不安や疑問を払拭し、市民の皆様の要望に沿った実効ある避難計画となるよう強く求めるものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願ひし、提案理由とさせていただきます。

**○議長（下迫田良信君）** これから、質疑に入ります。

意見書案第2号市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書の提出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっている意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

中村敏彦議員の発言を許します。

〔7番中村敏彦君登壇〕

**○7番（中村敏彦君）** 提出された意見書案に賛成の立場で討論を行います。

福島の現実を見る限り、私個人としては、川内原発1、2号機について運転を諦めて廃炉の道しかないと思っております。先ほど意見書の中にもありましたように、県と市当局で開催されました避難計画説明会でも、3会場ともに現段階で再稼働を認めないでほしい、現在の避難計画では安全かつ速やかに避難できないなど、原発政策と避難計画に不安と疑問が数多く発言されました。先ほど触れられました議会に届けられました1万5,464名の署名にもその思いが凝縮されていると思ひます。

私も含め、複数の議員が避難先までテスト走行をして感じたことは、道路が狭いところが多い、がけ

崩れがしやすいところであること、そのことが、今、原発がとまっておりますが、現実にはそのような災害が多数発生するルートであることを懸念いたしました。

また、5キロ圏内の薩摩川内市には要援護者が一時的に避難するシェルターが設けられましたが、もう設置されたその翌日から報道等で指摘されております。誰が搬送していくのか、しかも短期間にすぐに満杯になってしまうんじゃないか等々を指摘されております。

伊藤鹿兒島県知事は、要援護者についての10キロから30キロ圏内の避難計画は非現実的であり、ワークしないと報道機関のインタビューや県議会答弁で繰り返し述べられております。県民の命より原発の再稼働を優先する姿勢ではないかと懸念しております。

そのようなことから、総務委員会でも避難計画に係る陳情内容を組み入れた一部採択の意見も述べられたところであります。

原発の過酷事故から市民の命を守る第一段階として、伊藤知事に対して、県民市民の命と暮らしにしっかりと向き合った避難計画を確立されるよう求める意見書に賛成の意見を述べて終わります。

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論なしと認め、採決をします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

**○議長（下迫田良信君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、教育民生委員長から意見書案第3号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

△追加日程第1 意見書案第3号

**○議長（下迫田良信君）** それでは、追加日程第1意見書案第3号を議題とします。

教育民生委員長に趣旨説明を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

**○教育民生委員長（東 育代君）** ただいま議題とされました意見書案第3号教育予算拡充を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子供に丁寧な対応を行うためには一クラスの学級規模を引き下げることがあります。

新しい学習指導要領により授業時数が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障がいのある子供たちへの対応、さらには、いじめや不登校等生徒指導の課題も深刻化しており、きめ細やかな対応が求められています。

義務教育費国庫負担制度の国負担割合の引き下げは地方自治体財政を圧迫している現状にあります。子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。このようなことから、政府関係機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものがあります。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため35人以下学級を推進すること。

2、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について制度を堅持するこ

と。

3、家庭の所得の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないように、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。

4、学校施設整備費、教材費、図書費、学校通学路の安全対策など教育予算の拡充のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

5、全国どこにいても教育機会均等を保障するため、複式学級への予算拡充を図ること。

6、市町村の実施するスクールバスの導入に対する国庫補助の拡充及び維持運営にかかわる交付税の対象範囲を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

**○議長（下迫田良信君）** これから、質疑に入ります。

意見書案第3号教育予算の拡充を求める意見書の提出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第9 閉会中の継続審査について

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第9、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第10 閉会中の継続調査について

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第10、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第11 議員派遣について

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

**○議長（下迫田良信君）** この際、市長からの発言の申し出がありますので、許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

**○市長（田畑誠一君）** 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございます。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

て、御挨拶といたします。

△閉 会

**○議長（下迫田良信君）** これで、平成26年第2回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時08分

## 市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震によって福島第一原発事故が発生しました。事故収束の見通しは立たず、放射能汚染水の対策は混迷を極め、今なお、十数万人の人々が故郷を追われ避難生活を余儀なくされています。

福島県は本年4月30日、福島原発で新たな事故が起きた場合を視野に、約47万人の避難を想定した広域避難計画を策定しました。

本市においても「原子力災害住民避難計画」を策定し、去る6月18日から20日まで羽島小学校体育館、市民文化センター、いちきアクアホールの3会場で説明会が開催され、市民の皆さまから避難計画に対する切実かつ深刻な意見が述べられました。

その内容は

○県道川内・串木野線は狭隘で、地震による崖崩れの場合は避難そのものができなくなる。また、海拔も低く津波が伴ったら通行不能となるため、避難道路の整備を優先すること。

○国道3号、270号が避難ルートとして示されているが、避難車両の台数や地震・津波等による道路事情によっては大渋滞が予測される。市民の大量被ばくを防止するために30km圏外へ数時間以内で避難できる計画を策定すること。

○30km圏内の全ての病院や福祉施設の患者、入所者など要援護者や障がい者、高齢者など災害弱者の避難・誘導・搬送を確実にスムーズに行える計画とするとともに、避難先でも避難前と同じサービスが受けられる計画にすること。

○保育園、幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒を避難させるためのバスや運転者が確実に確保される計画であること。

○5kmから30km圏内のヨウ素剤服用の説明と配布に関して、現実的な実施計画を策定すること。

○スクリーニングの場所、方法、除染後の排水対策などを確定すること。

○避難先として指定されている場所（受入先自治体）は、秋から春にかけて風下となるため、あらかじめ複数の避難先・避難経路を設定すること。

○始良カルデラ等の火砕流や火山灰による火山リスクを想定し、避難計画に盛り込むこと。  
などであります。

いちき串木野・3万市民の不安や疑問を払拭し、いのちとくらしを守る避難計画となるように強く求めます。

## 教育予算拡充を求める意見書

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

一部の自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

### 記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、35人以下学級を推進すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持すること。
3. 家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないように、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。
4. 学校施設整備費、教材費、図書費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の拡充のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
5. 全国どこにいても教育機会均等を保障するため、複式学級への予算拡充を図ること。
6. 市町村の実施するスクールバスの導入に対する国庫補助の拡充及び維持運営に係わる交付税の対象範囲を拡大すること。

## 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 1、件名 陳情第12号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情
- 陳情第13号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情
- 陳情第14号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情
- 陳情第15号 川内原発1、2号機の再稼働並びに3号機増設白紙撤回についての陳情
- 陳情第16号 川内原発1、2号機の再稼働に反対する陳情
- 陳情第18号 川内原発1、2号機の再稼働を認めないことを求める陳情
- 陳情第19号 川内原発1、2号機の再稼働に反対し、自然エネルギーへの転換を求める陳情
- 陳情第20号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情
- 陳情第2号 市民の生命を守る避難計画がない中での川内原発再稼働に反対する意見書の採択を求める陳情

- 2、理由 さらに十分審査のため

平成26年6月26日

総務委員会

委員長 中村敏彦

いちき串木野市議会

議長 下迫田良信様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
  2. 行財政改革について
  3. 自治活動のあり方（人口減少対策を含む）について
  4. 企業誘致について

平成26年6月26日

総務委員会

委員長 中 村 敏 彦

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
  2. 教育問題について
  3. 健康問題について
  4. 福祉問題について
  5. 医療費抑制について

平成26年6月26日

教育民生委員会

委員長 東 育 代

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

---



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
  2. 商工・観光・交通運輸について
  3. 公共事業（社会資本整備）について

平成26年6月26日

産業建設委員会

委員長 平 石 耕 二

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

---

## 議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成26年8月7日
- (4) 派遣議員 全議員

#### 2. 議会議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成26年7月17日  
平成26年8月21日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員